違法伐採対策推進国際セミナー2007 in 横浜発表内容 積水ハウス株式会社

積水ハウスでは持続可能性を「環境価値」「社会価値」「住まい手価値」「経済価値」の 4 つの価値で捉え、企業活動において、それらのバランスを取ることで持続可能な社会の構築に寄与することを、サステナブル宣言として 2005 年に発表した。木材調達ガイドラインはサステナブル宣言の具体的な活動のひとつとして 2007 年 4 月に発表したものである。形式的な合法性の確認にとどまらず、生態系の保全や木材に関する紛争の有無、輸送距離や国産林業の活性化など、10 の調達指針によって多面的に調達木材の持続可能性を評価している。

ガイドラインは開発部門、資材調達部門、生産部門、環境部門など部署横断的な組織体により検討を行い、さらに公正な視点を確保するために、国際環境 NGO FoE Japan の協力も得た。

木材の調達レベルは、調達指針の多面性を反映するために各調達指針の評価点の合計によって決定され、レベルの高いものから S、A、B、C の 4 つのランクに分類される。また、各評価項目の合計点により、調達レベルを決めるということは、ある調達指針の評価点の低下を他の調達指針の評価点の向上により、補うことができるということであり、木材の安定供給に寄与する。ただ、最低限の調達レベルを確保するために「合法性」と「樹種の絶滅危惧」については、合計点に関わらず足切り基準を設けている。

ガイドラインを制定することで、自社の木材調達レベルとともに、要検討木材を把握することができた。現在、調達している木材については調達量全体に対する割合が大きい部材から順次、要検討木材の合法性の確認作業を進めると同時に、代替樹種への変更を検討している。新たに採用を検討している木材については、ガイドラインに基づき、開発の初期段階におけるチェックを実施している。

また、企業の調達ガイドラインという、一般消費者には馴染みの薄い内容を伝えるため、意識啓発の位置付けで、木材を取り巻く問題をわかりやすく絵本にし、一般消費者に配布している。